

ク その後の対応

面接終了後、次のような事項について処理しておくことが必要である。

■報告・連絡

相談面接の概要について、報告・連絡すべき上司や関係機関などに必ず伝達すること。忘れてはならない。

■記録

面接の経過や内容について記録しておくこと。面接者は、記録をつけることによってその面接を振り返ることができ、面接中には気づかなかったことや見逃していたことなどについて反省することができる。また、各回の面接は正確な記録によって支えられ進めていくことができるのである。したがって、面接の記録と自己評価をする習慣を身につけることが必要である。多忙であり時間を割くことも難しい中ではあるが、子どもの将来を左右するような任にある面接者が、医療でいえばカルテである記録をためたり、つけないなどということは許されないとということを自覚すべきである。メモをして置くなど工夫しながら記録をとることが重要である。

■受理会議（ケースカンファレンス・スーパービジョン）

ケースの状況に応じて定例あるいは緊急の受理会議において、受け付けたケースについて協議し、主たる担当者、調査及び診断の方針、一時保護の要否、効果的な相談援助方法等について検討する。

なお、子どもや保護者の相談内容（主訴）と児童相談所が援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合についても十分な検討を行う必要がある。（児童相談所運営指針を参照）

■一時保護

一時保護が必要と判断されたケースの場合、一時保護をするために必要な手続きを行う必要がある。担当者は必ず子どもや保護者等に面接し、入所中の生活、注意事項等を説明し、十分に理解させ、気持ちを安定させることに努める必要がある。（児童相談所運営指針を参照）

2. 行動観察

行動観察による方法は、子どもの行動や子どもと保護者の関係行動を観察し、それを分析することによって、子どもの行動の特徴や、その行動の背景にある

認知や感情などの心理力動を把握しようとするものである。こうした行動観察法は、発達上の理由で言語表現能力に限界のある幼少期の子どもたちの評価にとって有用なのは言うまでもないが、言語表現能力に問題のないような思春期以降の子どもにとっても有用な場合が少なくない。というのは、言語的な表現に比べて、行動に対しては意図的な操作が行いにくく、また、意識化されていない欲求や感情などがしばしば行動面に現れることがあるためである。

(1) 行動観察の概略

行動観察による評価を行う場合、子どもの言動、表情、態度などに関してできる限り詳細に観察する必要がある。子どもがどういった場面でどのような行動や言語的表現を示したか、その際の態度や表情はどのようなものであったかなどに注意を払いながら総合的な把握に努める必要がある。

行動観察では子どもが示す行動に見られる一定の共通したパターンの把握が重要となるため、ある特定の場面だけではなく、さまざまな場面で子どもの行動を観察し、それらに見られる共通パターンを抽出することが大切である。

また、行動観察では、子どもが示す行動とその際の子どもの言葉の一一致度、あるいは行動とそれが生起した状況との一致度などに注意を払う必要がある。たとえば、言葉では「別に何も感じてない」と言いながら、行動が荒々しかったりする場合には、怒りを感じながらもそれを言葉にできない、あるいは意識化できないといった特徴が抽出されることになる。あるいは、そのときの状況からは失望や悲しみを感じているはずの状況で子どもが乱暴な言動を示す場合がある。こうした場合には、悲しみや失望感が怒りの感情につながっている可能性が示唆される。

観察の中心になる行動が特定されている場合には、その行動が生起している場面での子どもの様子だけではなく、その行動が起こる前の状況や、その行動が収束した後の状況を観察することも重要である。たとえば、いわゆる「パニック」などの感情爆発が問題となっている場合、こうした感情爆発のエピソードにいたる以前の子どもの状況はその感情爆発の意味を理解するための材料を提供してくれる可能性がある。また、その行動の収束後の子どもの状態は、子どもの防衛機制のあり方や対処様式(coping style)を理解するための情報を提供してくれることがある。例えば、パニックが問題とされた子どもでは、施設のケアワーカーに対してなした要求がすぐにかなえられない事態でパニックを起こすことが多かった。ここから、子どもの欲求不満耐性の問題や「見捨てられ感」がパニックに関係している可能性が示唆される。また、パニックの後にまるでそのエピソードがなかったかのように振舞う子

どもの場合には、何らかの解離状態が生じていた可能性が検討されなければならない。このように、問題となる行動の前後の子どもの状態は、重要な情報を探してくれるものである。

(2) 行動観察法の種別

行動観察は、どのような場面での行動を観察するかによって、自然場面での観察と設定場面における観察とに大別される。また、観察者の参加の有無によって参加観察と非参加観察に分けることができる。

ア 自然場面における観察

自然場面における観察は、何らかの人為的な操作を加えない自然な場面での子どもの行動や保護者との関係を観察するものである。この方法は、日常生活で生じる行動の特徴や行動パターンの関連性の把握に適していると言える。

一般的に言って、自然場面における観察では特定の行動を観察対象とすることは少ないものの、例外もある。たとえば、『アタッチメント Q 分類法』(Q ソート法)がそれにあたる。Q ソート法は、保護者や子ども、あるいは保育者と子どもとの愛着関係を評価することを目的としたものであり、観察者が自然場面における子どもと保護者のかかわりを観察し、90 枚のカードに記載された行動の生起頻度を分析することで、保護者に対する子どもの愛着行動の質を把握しようとするものである。

イ 設定場面における観察

観察の対象となる行動が決まっている場合に、その行動が生起しやすい場面を設定して、その場面での子どもの行動を観察する方法を設定場面における観察と言う。例えば、他の子どもとの関係行動の特徴を観察したい場合には、子どものグループ・プレイ場面を設定し、そこで子どもの行動を観察するわけである。あるいは、子どもの分離不安が問題となっている場合には、ある一定の時間、子どもと保護者と一緒に過ごしてもらった上で保護者が子どもを残してその場面を去るという状況を設定し、その際の子どもの行動を観察するといった方法が考えられる。

設定場面における観察の特殊な例として、実験的な観察法がある。たとえば愛着行動の評価に使われる新規場面法(Strange Situation Procedure: SSP)がこれにあたる。SSP は、保護者に対する子どもの愛着行動のパターンの把握を目的に考案された方法で、子どもと保護者が二人だけの場面、そこに見知らぬ人が入って一緒に過ごす場面、見知らぬ人と子どもを残し

て保護者が出て行く場面、見知らぬ人と子どもが一緒に過ごす場面、そして保護者が戻ってくる場面を設定し、その間の子どもの行動や、子どもと保護者の関係および子どもと見知らぬ人の関係を観察し、それらの子どもの行動の観察によって子どもと保護者の愛着行動のパターンを把握しようとするものである。

ウ 参加型の観察

上述の分類が観察場面の違いによる分類であったのに対して、これは観察者と観察対象である子どもや保護者とのかかわりの有無による分類である。参加型の観察とは、観察者がその存在を子どもや保護者に提示しながら行動を観察するものである。この場合、観察された行動の分析にあたっては、観察者の存在が影響を与えていていることを十分に考慮に入れる必要がある。

参加型の観察における観察者の立場は、子どもや保護者に積極的にかかわっていくものと、あくまでも観察に主眼を置き、子どもがかわってきた場合に限り応答的に反応するものとに大別される。後者は、観察者の影響をできるだけ限定するという意味を持つ。一方、前者の方法は、観察者のかかわりが子どもの行動に与える影響を知る上で意味を持つ。また、観察の対象となる行動が決まっている場合には、その行動の生起を促す刺激を与えるために観察者が積極的にかかわっていくことがある。

エ 非参加型の観察

非参加型の観察とは、観察者がその存在を提示することなく、観察対象である子どもや保護者のみの場面での行動を観察するものである。たとえば、ワン・ウェイ・ミラーを用いた行動観察などがこれにあたる。プレイルームで子どもと保護者に遊んでもらって、観察者はワン・ウェイ・ミラー越しに両者の行動を観察するわけである。この方法では、日常生活場面での観察よりも、条件がより統制されたもとで両者の関係を観察することが可能となる。

(3) 特殊な観察法

ア 保護者と子どもの相互作用の観察

子どもの行動に何らかの問題がある場合、子どもと保護者の関係性が関与している可能性が高い。特に子どもが低年齢である場合には、その傾向が高くなる。そこで、子どもと保護者の関係性を分析、理解することが重要となることが多く、そのためには両者の相互作用の分析が必要となる。

保護者と子どもの相互作用の分析は、従来、「母子相互作用研究」として、発達心理学の領域で行われてきている。母子の相互作用の研究では、乳幼児と保護者の関係行動をビデオなどで撮影し、その後、ビデオの分析を通して、保護者のどういった行動が子どものどのような行動を生起させるのか、あるいは、子どものどういった行動に対して保護者がどのような行動を示すのかなどを分析し、両者の相互作用の特徴や関係行動のパターンを把握しようとする。こうした研究においては、行動の生起を数秒単位で解析するなど細密な行動観察が行われるが、福祉や心理臨床の実践の現場ではそのような細密な観察は実質上不可能である。しかし、こうした研究領域における保護者の行動と子どもの行動の相互性といった観点は、実際の福祉現場における観察にとっても重要な視点を提供してくれるものである。

イ 行動チェックリストを用いた観察

これまで述べてきた観察法は、自然場面におけるものであれ、あるいは設定場面における観察であれ、子どもや保護者が自然に示す行動のパターンを把握しようとするものであった。それに対して、行動チェックリストを用いた観察では、子どものどのような行動を観察するかがあらかじめ定められており、チェックリストに記載された行動を子どもがどの程度の頻度で示すかをチェックするものである。こうした行動チェックリストの代表的な例としては、子どもの行動上の問題全般の把握を目的とした『子どもの行動チェックリスト』(Child Behavior Checklist: CBCL)がある。また、子どもの愛着の質を評価するためのものとして、前述のQソート法に基づいて作成されたチェックリストがある。

虐待を受け児童相談所に保護されたり児童養護施設に入所してくる子どもが年々増加してきている現状に鑑み、虐待を受けた子どもの行動上の問題に焦点を当てた行動チェックリストの開発が試みられている。

ウ 子どもの遊びの観察

子どもの行動観察は、子どもの情緒や心理状態に関してさまざまな情報をもたらしてくれるが、その中でも子どもの遊びは重要な意味を持つ。子どもにとっての遊びは、大人のそれとは違う機能を果たすと考えられている。子どもは、その言語能力の限界のために、大人であれば言葉で表現ができる内容を遊びという形で表現することがある。たとえば、阪神淡路大震災の際に、子どもたちが避難所で『地震ごっこ』という遊びをしていたことはよく知られている。大人たちが、被災の体験を何度も繰り返し語ったのと同じように、子どもたちは非常にショックだった被災体験を地震ご

っこという遊びを通して表現していたわけである。このように、子どもの遊びには、大人の言語表現に相当する機能があると考えられる。

子どもの遊びの観察による心理的状態の評価は、プレイセラピーにおけるプレイアセスメントという形で行われる。しかし、プレイセラピーのような構造を持たない日常的な遊びにも、先に述べたようなショッキングな体験の影響や不安、怒りなど子どものさまざまな心理状態が表現されることが多い。そのため、子どもの日常的な遊びを観察することで、子どもの心理状態を推察する情報が得られることも少なくない。

(4) 行動の記録と分析・解釈

観察した内容を記録しておく必要があることは言うまでもない。記録がどのような形で行われるかは状況次第である。たとえば、ワン・ウェイ・ミラー越し子どもの行動を観察している場合には、観察しつつ記録をとることが可能であろう。それに対して、日常の生活場面の観察においては、観察者が記録をとることが非常に不自然な印象を与えることが少くない。そのような場合には、観察者は心の中で『メンタル・ノート』をつけ、後に実際の記録にするといった方法が現実的であろう。

記録をつける際には、子どもや保護者の実際上の言動の記録と、それに関する観察者の推察や解釈を分けるようにしておくべきである。また、そのような推察や解釈をした理由も合わせて記載しておくといいだろう。

行動の分析や解釈、すなわち行動から何を読み取るかが行動観察にとって非常に重要な意味を持つ。一般的には、子どもの感情、情緒、認知などといった心理的な状態や、問題解決の様式、対人関係の行動様式などを見ることになる。それ以外にも、たとえば防衛機制などの精神分析的な観点や、トラウマ性の体験の再現などのトラウマ論的な観点からの分析が行われることもある。こうした分析を行う場合には、それぞれの理論的背景を十分に踏まえる必要がある。

3. 家庭環境調査

家庭環境調査には、大別すると家庭訪問によって行われる場合と来所して行われる場合がある。

(1) 家庭訪問調査

家庭訪問調査は、単に子どもや保護者が相談機関に来所できない場合のみならず、訪問調査をすることによって援助者が問題やその背景となる環境について把握できやすい場合に行われる。非協力的、動機付けが乏しい、接触する

ことが困難なケースや多問題家族などへのアプローチとして活用されることが多い。

家庭訪問調査をする時は、次のような点について留意して行うことが大切である。

〈家庭訪問調査における留意点〉

- * 原則として事前に訪問について約束を取り付けたり知らせたりすること。
訪問時間は、意図的な場合を除いて、就業時間や食事時間などをさけること。
ただし、約束をすると留守にするなど相手が意図的に会えない状況を作り出すことを繰り返すなどの場合には、知らせない対応も必要。
- * 訪問の目的を明確化し、目的を達成するための面接・調査を行うこと。
- * どこに通され面接を行ったのか、玄関なのか、応接間なのか、居間なのか、援助者をどこまで受け入れたのか、援助者との関係性を判断する材料となる。
- * 約束をして訪問しても留守の場合がある。何らかの理由がない場合、訪問を望んでいない子どもや保護者からの拒否的なメッセージであることが多い。だからといってすぐに帰るのではなく、待つことやメモを残すなどの対応をとることが大切。援助者の態度を密かに見ていたり、試しの行動であったりする場合もあるので、拒否的な態度を受容していることを示す行動をとることが大切である。
このような過程をくりかえすことによって接触することができるようになる場合が多い。
- * 家庭のある地域環境や住居の状況など家庭の外的環境についても調査することが重要。家を見るだけでも近隣との関係が推測できるなど多くの情報を得られることもある。ただし、近隣から情報収集する場合には、近隣との関係性を阻害する結果にならないよう十分に配慮して行うこと。
- * できるだけ家族全員と会うことが望ましい。
その家族を理解するには可能であれば家族全員と会うことが望ましい。家族の個々のメンバーによって、援助に対する考え方や受け入れ姿勢が異なっている場合などもあるので、一人ひとりと会って把握しておくことが、今後の援助を考えていく上で大切である。
- * 家庭内の生活状況については、次のような点に注意を払って調査すること。

- ・ 家族の中心的な役割や勢力を有しているのは誰か。メンバー間の発言の多寡、他の発言に対する遮断や介入、言葉づかい及び立ち居振る舞いなどを注意深く観察すること。
 - ・ 家庭の雰囲気はどうか。あたたかさ、快適さ（アメニティ）、癒しなどを感じられる雰囲気になっているか否か。
 - ・ 整理整頓状況など部屋や食堂などの様子はどうか。家の新旧や大小にごまかされないようにすること。どのように暮らしているかに焦点をあてること。
 - ・ 家具、装飾品、神仏など、家庭の文化や考え方を象徴するようなものを観察すること。
 - ・ 間取りについても注意を払っておきたい。どの居室を誰と誰が共有しているかなど知っておくことは家族の関係性を知る手だてとなる。
- * 生育史などについて、飾ってある写真などを話題にすると聴きやすいので、話のきっかけになるようなものを活用すること。
- * 訪問により、家族を混乱させるような事態になる危険性がある場合には、その点に十分に配慮するなり、延期するなどの対応をとること。

（2）家庭環境調査上の留意点

援助者が家庭環境調査を実施する上で、留意すべき点は次のようなことがある。

〈家庭環境調査における留意点〉

- * 保護者・家族とのパートナーシップ・協働を大切にすること。
援助者は、子どもの健全育成や自立支援を推進していく上で重要な役割を担う保護者・家族とのパートナーシップを構築していくことが大切である。
そのためにも、コミュニケーションを通じてパートナーシップを構築したい意図を伝えるように努めること。また、家族の一人ひとりを尊重し、保護者・家族のリズムやペースを知り、面接調査を行うこと。
- * プライベートな問題など援助者に話したくない事項については、むやみに詮索する態度をとらない。
援助者に対して信頼感を抱かないと信頼のある情報はなかなか得られない。援助者の興味や関心で家庭内の詳細な事項について調査することはしないこと。時には提供してくれた家族内の情報が事実と異なる場合もあるが、援助の過程の中で修正し、把握していくこと。
- * 各家族メンバーから得られた情報の取り扱いについて確認して

おくこと。

家族のメンバーには、家族に対して秘密にしている事項を有している場合がある。また、家族にも、家族以外の者には秘密にしておきたい事項がある。同じ家族とはいえ個人情報については本人の許可なく他のメンバーに対しても漏らしてはいけない。したがって、援助者は、メンバーから情報を収集した場合には、その取り扱いについて本人等の意思を確認しておくこと。

- * 顕在化している問題ばかりではなく、潜在化している問題についても目を向けて調査すること。

顕在化している問題の原因に、生育史上に潜んでいた体験上の問題、夫婦関係の中で培われてきた関係上の問題等が潜んでいる場合があるので、そういう点について注意を払うこと。

- * 簡単な調査で判断できない問題を家族が抱えている場合には、他の専門機関や専門家の協力を得て調査すること。

医療的な問題や司法的な問題など専門的な調査・診断が必要な場合には、医療機関、弁護士、学識経験者などの専門機関や専門家と連携して取り組むこと。

4. 関連情報調査（関係機関への照会など）

子どもや保護者などに関する客観的な情報は、今後の相談援助を考えるための重要な資料の1つとなる。それぞれの関係者が子どもの状態やその問題についてどのように理解し考えているのか、行動上の問題の発生メカニズムや背景について明らかにしていくための知見となる。情報を得る際の留意点としては、子どもや保護者などの問題性ばかりに焦点をあてすぎ、誘導的な面接になったりしないよう、子どもや保護者などに対する偏見や先入観を持たない見方・態度で情報収集すること。特に近親者からの情報については、主觀が入りすぎる場合も多く、情報提供者のフィルターに対する留意が必要である。

（1）関係機関への情報調査（照会など）

ケースに関して保育所や学校などから情報を収集する場合にも、訪問による調査が望ましいものの、そのケースの状況などに鑑みて判断し、市町村、保育所、学校、警察など関係機関に対する照会によって情報収集を行う場合もある。

文書による照会をするにあたっては、援助に必要な範囲に限り行うことはもちろんのこと、個人情報保護の点から秘密保持を徹底することが必要であり、関係機関との連絡会等においてその取り扱いについて十分説明し、円滑な運用が図られるよう配慮することが重要である。

保育所、学校などへの照会をする際には、次の点について回答してもらうよ

うに留意することが必要である。

〈保育所・学校などへの照会についての留意点〉

- * 保育所や学校での生活状況、学習意欲・態度、遊び・余暇活動、行動傾向、交友関係などについては、定型的な様式に基づき回答してもらうだけでなく、子どもやその子どもを取り巻く具体的な状況が分かるように、保育所や学校が把握していることを付加して回答してもらうこと。
- * 子どものマイナス面だけではなく、プラス面についても回答してもらうこと。わかるのであれば、行動上の問題などが発生する前後や発生時の状況、反対によく適応している生活・学習場面状況や人的環境などについて回答してもらうこと。
- * 保護者の養育・教育への関心・態度、保護者や家族の状態についても、子どもの生活習慣、行動特性、要保護性などを判断する観点から、学校の把握している情報について回答してもらうこと。また、保育所や学校と保護者との連携・協働についても回答してもらうこと。
- * 保育所や学校において現在採られているあるいは既に採られた支援上の措置があれば、その内容について回答してもらうこと。
- * 子どもに対する養育・教育上の支援等に関する意見及び児童相談機関の相談援助に対する意見のほか、子どもやその保護者・家族に対する支援上の参考となる事項を記入するよう求める。
- * 文書による照会・回答が不適当あるいは困難である場合には、訪問等によって聴取するなど柔軟に対応すること。学校訪問等をする際には子どもや保護者に事前に知らせておくこと。

なお、関係機関に対して協力依頼を行った結果、その回答に資料として子どもの生活記録等の写しが添付されている場合には、これを児童記録票に添付して差し支えないが、関係機関から貸出しを受けるなどして閲覧した子どもの記録などの資料については、これを複写し、児童記録票に添付すべきではない。必要がある場合には、関係機関の許可を得て複写すること。

(2) 社会資源の活用について

社会資源とは、子どもの自立支援において、対象となる子どもや保護者の問題を解決したり援助ニーズを充足したりするために活用できるすべてのものをいう。

対象となる社会資源は、子どもの自立支援に関係する多種多様な資源であり、もちろん公私及びフォーマル・インフォーマルを問わず、かつ福祉に限定せず

教育、保健、医療などあらゆる領域のものが、その対象である。

そのため、相談援助活動の一環として、ケースに応じて社会資源を効果的に適切に活用して行くには次のような点について留意することが大切である。

〈社会資源活用上の留意点〉

- * 活用可能な多種多様な社会資源について、最新情報を収集しながら改良を図りつつ分類整理し、必要に応じてすぐに閲覧できるような資料を作成しておくこと。
- * 必要に応じて社会資源を活用できるように、日頃から交流を深め、親密な協力関係を構築しておくこと。
- * 子どもや保護者に社会資源の活用を進める場合には、「たらい回し」にされているという消極的拒否的な感情を抱かせないように説明すると共に、社会資源の内容、有効性、手続きなどについて具体的にていねいに説明し、活用してみたいという意欲を引き出すよう努めること。
- * 子どもや保護者が社会資源の活用に消極的、拒否的、抵抗を示したりしている場合には、決して無理強いをしたりせずに、その理由を理解し、受容すること。その上で、子どもや保護者が抵抗なく社会資源の活用に踏み切れるように、例えば見学に連れて行くなどの対応をとりながら、その抵抗感を取り除くための適切な援助を行うこと。
- * 社会資源を活用するために、子どもや保護者を他の機関・施設へ紹介・委託する場合には、次のような点について配慮することが求められている。
 - ・ ケース担当者が責任をもってその理由や期待などについてわかりやすく快諾が得られるように説明すること。
 - ・ 受け入れ体制を整えてもらうなど先方との引き継ぎについては、可能な限り子どもや保護者がいる場で行うこと、文書の場合にはその内容を提示し了承してもらうことが望ましいこと。知らせることなく不在のまま一方的に進めるようなことがあってはならないこと。
 - ・ 子どもや保護者が希望したり、その状態から必要と判断した場合には同伴し、社会資源の活用について後方より支援したり、支持したりすること。
 - ・ 紹介・委託した機関と相互の役割・責任分担を確認し、合意を得るとともに、そのことを子どもや保護者に対しても説明し、了承を得ること。
 - ・ 紹介・委託した機関と協働して子どもや保護者の支援を行う場合には、定期的かつ必要に応じて協議する場を設け、検討すること。

* 社会資源を活用した場合には、必ずその後のケースの経過と結果などについて確認すること。

5. 心理検査

(1) 心理検査の必要性及びその活用

ア 心理検査の必要性

心理検査は個人の性格、能力、適性、態度等や集団の特性等を客観的に理解するための標準化された道具、手続きである。児童相談所においては何らかの問題を有する子ども、保護者等の福祉を向上させるために行われる心理診断等のための一方法として必要に応じ用いられる。

イ 心理検査の利用

心理検査は、多くの人々の中に示される共通性を見出すことによって作られており、この特徴、限界等を十分理解し、目的に応じていくつかの検査を選択し組み合わせて実施するとともに、他の方法を併用する等効果的な活用に留意する必要がある。

ウ テストバッテリー（検査の組み合わせ）

様々な心理検査があるが、そのうち一つだけ選択し検査を実施しても、得られる情報が限られていたり、その検査が行われた時の子どもの状態によって結果が左右されたりするなど再現性の問題などがあり、目的にそった情報が得られるとは限らない。そのため、通常はいくつかの検査を選んで実施する。このように目的に応じて複数の心理検査を組み合わせたものをテストバッテリーと言う。一人ひとりの子どもを理解するためには、複数の心理検査の情報から総合的・多面的に捉えていくことが必要である。したがって、個々の子どもをよりよく理解できるように固定化せずにテストバッテリーを組むことが重要なのである。特に子どもの年齢が低い場合には、実施する検査内容（検査の種類、実施時間など）について考えなければならない。

エ 心理検査の実施

心理検査を実施するにあたっては、各検査の目的、その効用と限界、理論的背景、検査のやり方などについて十分に理解した上で実施すること。特に投影法を実施する場合には、専門的な技術を要求されるので、心理検査法や行動観察についてのトレーニングと経験を積み重ねておくこととスーパーバイザーの指導のもとに実施することが望ましい。

オ 心理検査情報の解釈と記録

心理検査で得られた情報の解釈については、実施した各検査で得られた情報を相互に関連づけて解釈していくことが大切である。

検査結果の記録については、IQなど結果のみを記載するのではなく、検査中に観察された言動についても記載すること。検査という媒介を通して展開されるコミュニケーション過程でみられる子どもの言動については、子どものアセスメントを行う上で多くの情報を得ることができるからである。

また、子どもに関して今まで得られた様々な生活場面での情報と検査の情報とを比較しながら検討していくことも子どものアセスメントにおいて重要である。

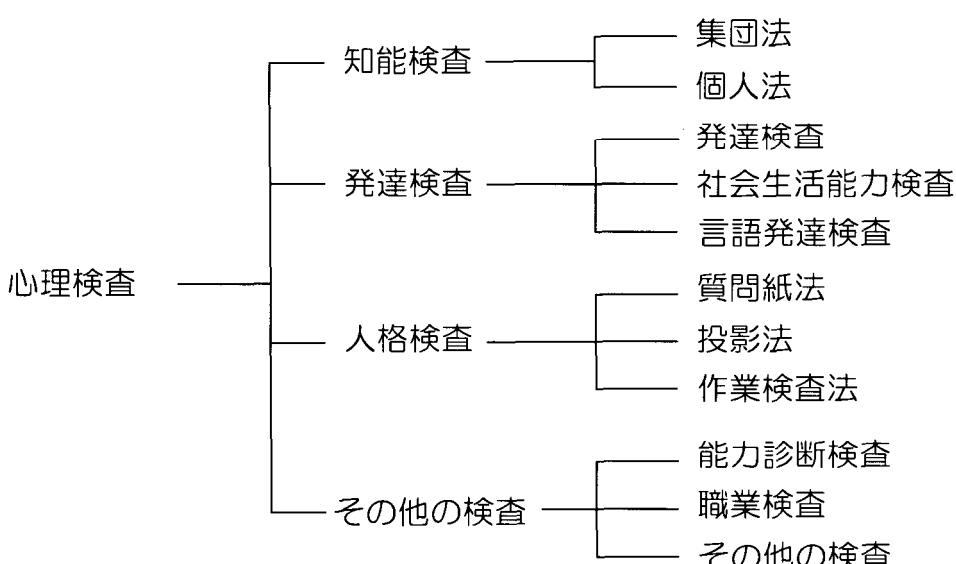
カ 検査結果のフィードバック

心理検査結果のフィードバックについては、結果のみが独り歩きしないようにフィードバックする意義や必要性及びフィードバック前後の子どもや保護者の心情などへの具体的な援助について熟考しながら、フィードバックする内容や方法について検討した上で、必要な内容に限り、できるだけわかりやすく受け入れられるように子ども自身や保護者に伝えることが重要である。

(2) 心理検査の種類

ア 心理検査の分類

心理検査の分類には種々な方法があるが、ここでは以下のように分類をする。



1 知能検査

知能検査は、主として知能発達の程度、知能構造等を理解するために用いられる。主なものとして表4に示すものがあり、その特徴を十分理解し、対象者の特性、把握すべき事項等に十分配慮して実施することが必要である。

なお、特に知能検査の結果については、保護者や関係者の正しい理解を得る配慮をする必要がある。

表4 知能検査の例

	検査名	特徴・留意点等
個人法	① 田中・ビネー式知能検査 ② 鈴木・ビネー式知能検査	スタンフォード・ビネー知能検査を基に作成されたもので、 知能指数(IQ) = $\frac{\text{精神年齢 (MA)}}{\text{生活年齢 (CA)}} \times 100$ である。 比較的簡便に実施でき、対象者の負担が少ないが、知能構造の分析等には熟練を要する。
	③ ウェクスラー知能検査 WPPSI (幼児用) WISC(III) (児童用) WAIS-R (成人用)	ウェクスラーが開発した一連の知能検査を日本において標準化したもので、 個人の得点 - 同一年齢集団の平均点 $IQ = \frac{\text{個人の得点} - \text{同一年齢集団の平均点}}{\text{同一年齢集団の標準偏差}} \times 15 + 100$ である。言語性知能指数 (VIQ)、動作性知能指数 (PIQ)、全検査知能指数 (FIQ) の3つの IQ が算出でき、また、総合的なプロフィールを分析することにより、子どもの知能状態をより適切に理解することができる。実施に比較的時間がかかり、対象者の負担を考慮する必要がある。
	④ K-ABC 心理・教育アセスメントバッテリー	子どもの知的活動を総合的に評価し、教育・指導に直結させることができる。子どもの知的活動を、認知処理過程と知識・技能の習得度の両方面から詳しく分析する。認知心理学、神経心理学の最新の理論と研究をもとに、子どもの知的活動の水準を測定する。健常児や障害のある子の内面を、プロフィール分析によって詳細に評価する。「実施の手引」だけでなく「解析の手引」があり、検査結果の検討が容易。検査結果にもとづいて、子どもの教育・指導のためのプログラムを作成することができる。イーゼル（問題提示板）の使用により、手引なしでも簡単に検査を実施できる。
	⑤ PBT ⑥ 大脳式知的障害児用検査 ⑦ グッティナフ人物画検査 ⑧ コース立方体検査	いずれも動作性検査であり、上記検査を補充するものとして言語表現が不十分な子ども等に対し実施されるが、知能の一側面が特に着目されているため、知能程度、知能構造の理解には慎重を要する。
	① A式知能検査 ② B式知能検査	集団を対象として比較的簡便に実施できるので、児童相談所においてはスクリーニング用として利用できる。

ウ 発達検査

発達検査は、知能検査のように質問内容の言語理解や遂行能力等を必要とせず、また運動、言語、社会性など多面的な発達状況を評価するものである。主として低年齢の子ども、心身に障害を有する子ども等の発達や障害を理解する上で有効である。

主なものとしては表5に示すものがあり、実施方法も検査、観察、保護者等に対する質問等多様である。

表5 発達検査の例

	検査名	特徴・留意点等
発 達 検 査	① デンバー式発達スクリーニング検査・DENVER II発達判定法 ② 遠城寺式乳幼児分析的発達検査 ③ 津守・稻毛式乳幼児精神発達診断法 ④ 愛育研究所式乳幼児発達検査 ⑤ MCC ベビーテスト ⑥ 新版 K 式発達検査	実施方法としては、検査、観察、保護者等に対する質問及びそれらの併用等があり、利用方法もスクリーニングに適しているものから発達指数（DQ）、プロフィールの両面から、詳しく分析できるものまである。したがって、対象児の特性、使用目的等により使い分ける必要がある。
社会生活能力検査	① S-M 社会生活能力検査 ② 田研式社会成熟度検査 ③ 牛島式社会生活能力検査	これらの検査は、保護者等に対する質問等により実施される社会的成熟度指数（SQ）、プロフィールの両面から分析できるものであり、特に心身に障害を有する子どもの総合的理解に役立つと考えられる。
言語発達検査	① 日本語版マッカーサー乳幼児言語発達質問紙	保護者に対する質問紙で、言語の発達及び身振り（非言語的コミュニケーション行動）の発達を評価できる。

エ 人格検査

人格検査は、子ども、保護者等の人格、行動の特性等を理解するために実施される。しかし、特に子どもは発達上の変動が大きく人格形成の途中であるので、人格を固定的に理解せず、また、家族等の所属集団との関係において力動的に把握することが必要である。主なものとしては表6に示すものがあり、その特徴を十分に理解して実施することが必要である。

表6 人格検査の例

	検査名	特徴・留意点等
質問紙法	① ミネソタ多面人格目録 (MMPI) ② 矢田部・ギルフォード性格検査 (Y-G) ③ モーズレイ人格目録 (MPI) ④ 頸在性不安尺度 (MAS) ⑤ コーネル健康調査票 (CMI) ⑥ 幼児児童性格診断検査	これらの検査は質問文を理解する力や自分の状態を客観的に把握する力がある子ども、保護者等の集団又は個人に対し実施する。比較的短時間で検査結果が処理できるが、心理活動などの理解には困難があり、適応性や個性を理解する一方で用いる。
投影法	① ロールシャッハテスト ② 主題統覚検査 (TAT、CAT) ③ 文章完成法テスト (SCT) ④ 絵画一欲求不満テスト (P-F スタディ) ⑤ バウムテスト ⑥ HTP テスト ⑦ 各種描画法	これらの検査はその多くが個別式であるが、集団で実施できるものもある。提示刺激が曖昧性、多義性に富んでいため、個人の内面にある欲求、意識化されていない心理を活動的に把握することが可能であるが、客觀性が必ずしも備わっていないこと、実施と解釈に熟達を要する等に留意する必要がある。
作業検査法	① クレペリン検査	数字の連続加算作業（幼児は抹消作業）を通して性格、適性等を理解するものである。

才 その他の検査

このほか個人領域、個別特性等を理解するために各種の心理検査が開発されている。主なものとして表7に示すものがあり、それぞれの検査の特徴を十分に理解して実施することが必要である。

表7 その他の心理検査の例

	検査名		検査名
能力診断検査	① ITPA 言語学習能力診断検査 ② マッカーシー認知能力診断検査 ③ フロスティック視知覚発達検査 ④ PREB 学習レディネス診断検査 ⑤ 絵画語彙検査 ⑥ SRC 発達評価法 ⑦ MN 式発達スクリーニングテスト ⑧ 言語発達質問用紙 ⑨ 乳児聴覚発達検査 ⑩ スタイカー聴覚検査 ⑪ ミラー式感覚運動検査法 ⑫ ポーテージ乳幼児教育プログラム ⑬ 適応行動尺度 (ABS)	職業検査	① 職業適性検査 (GATB) ② 職業興味検査 ③ 職業レディネステスト

(3) 心理検査実施上の留意点

心理検査は何らかの問題を有する子ども、保護者等の福祉の向上に資することを目的として実施するのであるから、子ども、保護者等の了解を得て行い、その人権を十分尊重するとともに、次の点に留意して実施する必要がある。

ア 実施前

- ① 心理検査を実施する担当者と子ども、保護者等との間に検査の実施のための信頼関係を築くことが必要である。特に子どもについては、不安や恐れを取り除き安心した状態で受けられるように努める必要がある。
- ② 子ども、保護者等に心理検査の必要性、有用性について提案し、実施を促す。了解を得た場合には、実施する目的が子ども、保護者等に十分理解されるよう努めることが必要である。
- ③ 担当者は、実施する心理検査の実施法等について十分体得していることが必要である。
- ④ 心理検査は担当者の興味のみで実施することは厳に慎まなければならない。
- ⑤ 必要に応じ、複数の心理検査を組み合わせて実施することにより、子ども、保護者等の適切な理解を図ることも必要である。ただし、検査に要する時間など、子どもの負担に配慮しなければならない。

イ 実施中

- ① 担当者は正規の検査方法により実施し、援助を与える等心理検査の結果を歪めることのないよう留意する必要がある。
- ② 実施中は子ども、保護者等の状態に常に留意し、信頼関係がない場合や疲労が見える場合には中止、休憩、延期を行う等柔軟な実施に心がける必要がある。
- ③ 原則としては、保護者が同席する形で子どもの心理検査を実施することは避けなければならないが、子どもに分離不安が強く、保護者との分離が困難である場合には、やむを得ず保護者同席で実施しなければならないこともある。こうした場合には、心理検査実施中は、子ども、保護者等の言動等について常に観察し（例えば、保護者が検査実施中に子どもに回答を指示したりすることがある）、心理検査の結果とともに心理診断の重要な資料とする。
- ④ 特に子どもの場合には、担当者は無意識のうちに上位者としての姿勢をとりやすいので留意する必要がある。

ウ 実施後